

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第49号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前			
(伝票の発行)		(伝票の発行)			
第18条 (略)		第18条 (略)			
2 支払伝票は、金銭支払の取引について決裁を受けた証拠書類に基づき <u>収支命令職員</u> が発行するものとする。		2 支払伝票は、金銭支払の取引について決裁を受けた証拠書類に基づき <u>地域医療政策課長</u> が発行するものとする。			
3～5 (略)		3～5 (略)			
別表第1 (第6条関係)					
(1) (略)					
(2) 支出負担行為専決区分					
専決区分		部局長	課 長		
費目		課長補佐	課長補佐		
経費	(収益的支出) (略)	(略)	(略)		
	消耗品費	<u>200万円</u> 円超	<u>200万円</u> 円以下		
	消耗備品費	<u>200万円</u> 円超	<u>200万円</u> 円以下		
	光熱水費	<u>200万円</u> 円超	<u>200万円</u> 円以下		
	燃料費	<u>200万円</u> 円超	<u>200万円</u> 円以下		
	(略)	(略)	(略)		
	修繕費	<u>200万円</u> 円超	<u>200万円</u> 円以下		
	保険料	<u>200万円</u> 円超	<u>200万円</u> 円以下		
	通信運搬費	<u>200万円</u> 円超	<u>200万円</u> 円以下		
	賃借料	<u>150万円</u> 円超	<u>150万円</u> 円以下		
委託料	(略)	<u>200万円</u> 円超 1,000万円未満	<u>200万円</u> 円以下		
	交付金	(略)	交付金		
			(略)		

	(略)	(略)	(略)	満 (略)	(略)		(略)	(略)	満 (略)	(略)	(略)
(略) (資本的 支出)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略) (資本的 支出)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) 建物費	(略)	(略)	400万 <u>円超3</u> 億円未 満	400万 <u>円以下</u>			(略) 建物費	(略)	250万 <u>円超3</u> 億円未 満	250万 <u>円以下</u>	
器械備品 費	(略)	300万 <u>円超</u> 500万 円未満	300万 <u>円以下</u>				器械備品 費	(略)	160万 <u>円超</u> 500万 円未満	160万 <u>円以下</u>	
その他建 設改良費	(略)	400万 <u>円超3</u> 億円未 満	400万 <u>円以下</u>				その他建 設改良費	(略)	250万 <u>円超3</u> 億円未 満	250万 <u>円以下</u>	
建設諸經 費	委託料	1,000 万円以 上	200万 円超 1,000 万円未 満	200万 円以下			建設諸經 費	委託料	1,000 万円以 上	100万 円超 1,000 万円未 満	100万 円以下
	建設工 事に関 する委 託料	(略)	200万 <u>円超</u> 2,000 万円未 満	200万 <u>円以下</u>			建設工 事に関 する委 託料	(略)	100万 <u>円超</u> 2,000 万円未 満	100万 <u>円以下</u>	
(略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)							(3) (略)				
注 (略)							注 (略)				

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の日前になされた支出負担行為に係る支出命令並びにこれに併せて行う調定及び事業外現金等の受払通知をする権限については、なお従前の例による。